

墓地の利用マナーについて

毎年、お彼岸やお盆のお墓参りの時期に、お供え物がカラスなどに荒らされたり、ゴミが大量に放置されたりしていることが見受けられます。お墓参りにお越しの際は、マナーを守って正しく利用してください。

- お供え物やゴミを放置したままにせず、必ず持ち帰ってください。
 - ・お供え物をそのままにしておくと、カラスやキツネなどをおびき寄せる原因となりますので必ず持ち帰ってください。
 - ・墓内にゴミ箱は設置していないので、ゴミは必ずご自身で持ち帰ってください。**火葬場前のゴミ箱は火葬場利用者専用ですので、使用しないでください!**
- 線香・ろうそくの火にご注意ください。
 - ・カラスが着火後の線香を持ち去り、周辺に散乱させる可能性があります。火災などの恐れがあるため、お墓参りが終わった際は、線香・ろうそくは必ず消火してください。
- 他の利用者の迷惑となる行為はやめてください。
 - ・墓内でペットにリードをつけない、迷惑駐車など、他の方のお墓参りの妨げになるような行為はやめてください。
 - ・各手洗い場に設置してある手桶や柄杓は、使用後は必ず元の場所へ返却してください。
- お墓の管理について
 - ・使用している区画内は使用者に管理をお願いします。周囲の方の迷惑にならないよう、草刈や清掃などの管理に努めてください。
- トイレの利用について
 - ・弟子屈斎場の敷地内に屋外トイレがありますので、ご利用ください。
利用可能時間：6時から19時まで（19時以降は自動で施錠されます。）

問い合わせ先／役場環境生活課生活係 ☎482-2934（課直通）

弟子屈えこパスポート

摩周・屈斜路周遊バスきっぷ



7月26日から「弟子屈えこパスポート」という名称で、摩周・屈斜路周遊バスきっぷを発売しています！このパスポートは、期間限定運行される2路線のバス「摩周湖バス・屈斜路バス」と既存の路線バスのうち「川湯線・屈斜路線」が2日間または3日間乗り放題（乗り降り自由）で利用できます。

観光客の方はもちろん、町民の皆さんも利用できます。摩周湖や屈斜路湖、温泉巡りなど、バスを使っのんびりとお楽しみください！

- ▶実施期間／7月26日(土)～8月31日(日)の37日間
- ▶有効期間／発行した日から2日間、または3日間
- ▶運賃／2日間：大人2,000円（中学生以上）子ども1,000円（小学生）乳幼児（無料）
3日間：大人3,000円（中学生以上）子ども1,000円（小学生）乳幼児（無料）
- ▶発券窓口／JR摩周駅内・JR川湯温泉駅内・WEB事前予約
※発券に関する問い合わせ先（一社）摩周湖観光協会 ☎482-2200
えこパスポート専用 ☎070-8985-2599



▲てしかがえこバス専用サイト

- ▶有効区間
 - ・期間限定バス／①摩周湖バス 摩周駅～道の駅摩周温泉～摩周湖第1展望台（1日3便、第3便のみ終着は摩周湖第1展望台で屈斜路バスに接続）
②屈斜路バス 川湯温泉駅～摩周湖第1展望台
川湯温泉駅～硫黄山～砂湯～屈斜路プリンスホテル（1日3便、第3便のみ終着は川湯温泉駅）
 - ・定期路線バス／川湯線・屈斜路線（美留和線は利用できません）

問い合わせ先／町地域公共交通活性化協議会（役場環境生活課生活係内）
☎482-2934

定額減税補足給付金（不足額給付）のお知らせ

令和6年度定額減税の調整給付金（当初調整給付金）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行います。

不足額給付①

【支給対象者】当初調整給付の算定に際し、令和5年分所得などを基に給付金の支給額を推計したことにより、令和6年分所得税額および定額減税の実績額などが確定した後に、本来支給すべき支給額（不足額給付時調整給付所要額）と調整給付金の支給額（当初調整給付所要額）に差額が生じた方。

【支給額】金額は対象者により異なります。

$$\text{不足額給付額} = \text{A 不足額給付時調整給付所要額} - \text{B 当初調整給付所要額}$$



【対象になる可能性のある方の例】

- ・令和5年所得よりも、令和6年所得が減少した方
- ・令和5年所得がなく、令和6年所得がある方
- ・税の更正（修正申告）により、令和6年度分個人住民税所得割が減少した方
- ・令和6年中に扶養親族が増えた方

不足額給付②

次の全ての要件を満たす方に、最大4万円を給付します。

- ・令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円（本人として定額減税対象外）
- ・税制度上、扶養親族などから外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（扶養親族などとしても定額減税対象外）
- ・低所得世帯向け給付（令和5年度非課税世帯への給付（7万円）など）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

申請方法（不足額給付①・②共通）

対象となる世帯に対し、8月上旬に「確認書」を郵送します。内容を確認の上、返送してください。オンラインによる申請も可能です。同封した書類に記載のQRコードを読み取り、申請を行うことができます。

【申請期間】10月17日(金)まで

問い合わせ先／役場福祉課地域福祉係 ☎482-2921（課直通）

戸籍に記載予定のフリガナ通知ハガキが届きます!

令和7年5月26日からの改正戸籍法施行により、戸籍に氏名のフリガナが記載されることになりました。本籍地からフリガナ通知ハガキが送付されますので、届きましたら記載されている氏名のフリガナに誤りがないか、必ず確認してください（本籍が本町の方は8月下旬からハガキが届きます。本町以外のハガキ発送時期については、本籍地自治体へお問い合わせください。）

通知のフリガナが使用している読み方と異なる場合は、令和8年5月25日までに届出をしてください。届出方法は、本籍地または住所地の市町村にて、窓口や郵送での届出のほか、マイナポータルからの届出もできます。

通知のフリガナが正しい場合は、届出は不要です。

戸籍のフリガナについて／法務省振り仮名コールセンター ☎0570-05-0310
問い合わせ先（土日祝日、12/30～1/3を除く）8時30分～17時15分まで
届出などについて／役場環境生活課総合サービス室 ☎482-2934（課直通）